

22年産以降のでん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策

Q & A

平成22年3月現在

【22年産以降の主な変更点】

Q1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？

(追加)

Q2 交付対象者要件の特例措置（B-5）はなくなるのですか？ (追加)

【でん粉原料用かんしょ生産者の収入】

Q3 でん粉原料用かんしょ生産者の収入はどうなりますか？

Q4 でん粉原料用かんしょの取引価格はどのように決まりますか？

Q5 でん粉原料用かんしょの取引価格はいくらになりますか？ (変更)

Q6 でん粉原料用かんしょの取引価格は販売先工場や年によって変わりますか？

Q7 でん粉原料用かんしょの販売代金はいつももらえますか？

Q8 交付金単価はいくらになりますか？ (変更)

Q9 22年産の交付金単価は、3年間固定ですか？ (変更)

Q10 交付金はいつももらえますか？

Q11 でん粉原料用かんしょの品種や品質により交付金単価と取引価格に差がありますか？

【交付金の交付対象者の要件】

Q12 どのような生産者が交付金の交付対象者になりますか？ (変更)

〔認定農業者等（B-1）の要件〕

Q13 認定農業者等の要件は、どのようなものですか？

〔一定の収穫面積を有する者（B-2）の要件〕

Q14 一定の収穫面積を有する者の要件は、どのようなものですか？

Q15 収穫面積には、生食用や焼酎用などの交付金の対象用途とは違う用途のものの面積も含まれますか？

Q16 生産組織を法人化した場合、収穫面積の要件はどのように考えますか？

Q17 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が0.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

〔協業組織（B-2）の要件〕

Q18 協業組織の要件は、どのようなものですか？

Q19 オペレーターの急な病気等により収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が3.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

〔共同利用組織の構成員（B-3）の要件〕

Q20 共同利用組織の要件は、どのようなものですか？（変更）

Q21 共同利用組織の要件について、平成21年産までと平成22年産以降の主な変更点はどのようなものですか？（追加）

Q22 オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により共同利用組織による基幹作業が行えず、当該組織の構成員が共同利用組織の構成員としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

Q23 共同利用組織での共同作業は、機械によるものに限られますか？

《共同利用組織の基幹作業面積のカウント方法》

Q24 共同利用組織の基幹作業面積は、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？（追加）

《構成員の共同作業に供する面積の要件》

Q25 共同利用組織に参加している者は、組織での共同作業に供しているほ場の面積にかかわらず交付金の交付対象者となりますか？（変更）

Q26 複数の基幹作業を共同作業に供した場合、共同作業に供した面積はどのようにカウントしますか？（変更）

Q27 平成21年産までとされている共同作業に供するほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？（追加）

Q28 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？（追加）

《共同利用組織の構成員の特例》

Q29 共同利用組織の構成員の特例とは、どのようなものですか？（追加）

Q30 共同利用組織の構成員の特例を受けるため、共同利用組織が満たすべき要件は、どのようなものですか？（追加）

Q31 共同利用組織の構成員の特例を利用する共同利用組織の地域の範囲に制限はありますか？（追加）

Q32 なぜ、共同利用組織の構成員の特例の期間を3年間に限定しているのですか？（追加）

- Q33 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」は、どのような内容のものですか？ (追加)
- Q34 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」の目標が達成されなかった場合でも、交付金はもらえるのですか？ (追加)
- Q35 今回の見直し内容において、対象期間を設定するものはありますか？ (追加)

《防除を行う共同利用組織の要件》

- Q36 防除を行う共同利用組織の要件は、どのようなものですか？ (追加)
- Q37 防除を行う共同利用組織の基幹作業面積(3.5ha以上)は、どのようにカウントするのですか？ (追加)
- Q38 防除を行う共同利用組織の「防除計画」は、どのような内容のものですか？ (追加)
- Q39 防除計画に定める防除を実施する期間の長さには、制限があるのですか？ (追加)
- Q40 防除作業班とは、どのようなことをするのですか？ (追加)
- Q41 農薬のドリフトが懸念される地域において、共同利用組織で防除作業を行う場合についても、防除作業班を設置する必要がありますか？ (追加)
- Q42 防除作業班の作業員(班員)が、一人で自らのほ場のみの防除作業を行った場合や、自らが所有する機械を用いて防除作業班を行った場合は、防除作業班による防除作業と見なせますか？ (追加)
- Q43 なぜ、防除についてのみ、防除計画に基づいて行う個人防除も共同利用として認めるのですか？ (追加)
- Q44 防除計画に基づいて行う個人防除を共同利用とする取扱いは、期限付きの特例措置なのですか？ (追加)
- Q45 防除計画に基づく個人防除は共同利用として認められますが、共同利用組織の構成員の特例とどのように違いますか？ (追加)
- Q46 防除を行う共同利用組織で、防除計画を作成したものの対象病害虫の発生がなかったため防除作業を実施しなかった場合、当該共同利用組織の構成員は交付金の交付対象者となるのでしょうか？ (追加)

〔基幹作業を委託する者(B-4)の要件〕

- Q47 基幹作業を委託する者の要件は、どのようなものですか？ (変更)
- Q48 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？ (変更)
- Q49 でん粉原料用かんしょを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？
- Q50 でん粉原料用かんしょを作付けしていない畜産農家や建設会社等に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？ (変更)
- Q51 基幹作業の委託先として機械銀行は利用できますか？ (変更)

- Q52 基幹作業の受託者が、オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により受託した基幹作業を行えず、当該受託者に基幹作業を委託した者が、基幹作業を委託する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？
- Q53 作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限られますか？
- Q54 作業受委託の報酬は労働や物品等の金銭以外のもので支払ってもよいですか？

《作業受託組織（サービス事業体）の基幹作業面積のカウント方法》

- Q55 作業受託組織（サービス事業体）の基幹作業面積は、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？（追加）

《委託面積の要件》

- Q56 基幹作業の委託は、でん粉原料用かんしょの作付地のすべてについて行わないといけませんか？（変更）
- Q57 複数の基幹作業を委託した場合、基幹作業の委託面積はどのようにカウントしますか？（変更）
- Q58 平成21年産までとされている基幹作業の委託面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？（追加）
- Q59 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を委託した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？（追加）
- Q60 基幹作業の委託面積としてカウントする面積に、生食・加工用かんしょなどの交付金の交付対象とならないものの面積も含まれますか？
- Q61 委託した基幹作業に係る機械の進入経路確保のために、自らが作付地の一部について当該基幹作業を行った場合、その面積は基幹作業を委託した面積としてカウントできますか？

〔基幹作業について〕

- Q62 育苗とは、具体的にどのような作業を指しますか？
- Q63 農協等からかんしょの苗を購入した場合は、育苗を委託したことになりますか？
- Q64 耕起及び整地は、耕起又は整地でも良いのですか？（変更）
- Q65 かんしょの掘り起こしを共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同作業に供した又は委託したことになりますか？
- Q66 かんしょ栽培におけるつるきり作業を共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同作業に供した又は委託したこととなりますか？（追加）
- Q67 かんしょ栽培におけるマルチ剥ぎ作業を共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同作業に供した又は委託したこととなりますか？（追加）

- Q 68 防除とは、具体的にどのような作業を指しますか？ (追加)
- Q 69 野そ（ネズミ）の駆除は、防除に含まれますか？ (追加)
- Q 70 「土壌消毒」は防除に含まれますか？ (追加)
- Q 71 誘殺灯やフェロモントラップの設置は防除に含まれますか？ (追加)
- Q 72 「除草」は防除に含まれますか？ (追加)
- Q 73 病害虫全般の予防を目的とする除草を行う場合、防除計画の対象病害虫の項目に「除草（病害虫防除）」とのみ記載することは可能ですか？ (追加)

【交付手続きについて】

- Q 74 対象要件に適合しているかどうかの判断は誰が、いつ行いますか？ (変更)
- Q 75 対象生産者コードの通知を受けた後に、他者に対して経営移譲が行われた場合には、どのような手続きが必要ですか？
- Q 76 交付金の交付申請・受領について、J A等が代理して行うことは可能ですか？
- Q 77 一戸の農家が、夫と妻の名義でそれぞれ出荷した場合、どのように取り扱われますか？
- Q 78 出荷先が複数ある場合、対象要件の確認はどのように取り扱われますか？
- Q 79 共同利用組織については、組織として交付金の交付申請を行い、組織として交付金を受領することはできますか？
- Q 80 でん粉工場との売渡契約が不履行となった場合（契約上の規格・品種・数量のかんしょが出荷されなかった場合等）の取扱いはどうなるのですか？

【その他】

- Q 81 「環境規範」とはどのようなもので、「遵守」するために生産現場では何をすればよいですか？
- Q 82 交付金の交付対象となり得る法人とは、どのような法人ですか？
- Q 83 特定農業団体、協業組織、共同利用組織等の法人格を持たない組織への課税はどのようになりますか？
- Q 84 作業受委託契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？
- Q 85 集荷業者が集荷し、でん粉工場に販売した原料の交付金の支払先はどうなるのですか？
- Q 86 でん粉原料用かんしょ売渡契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？
- Q 87 農業高校や試験場、P T Aは、交付金の交付対象者になれるか？

【22年産以降の主な変更点】

Q1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？

平成22年産以降の交付金の交付対象者の要件は、作業受委託や共同利用組織の活用を促進する観点から、以下のとおり見直しを行いました。

① 基幹作業に「防除」を追加

現在、「育苗」、「耕起及び整地」、「畝立て・マルチ」、「植付け」、「収穫」の5作業となっていますが、これに「防除」が追加され、6作業となります。

② 共同利用組織と作業受託組織の範囲の拡大

ア 共同利用組織の範囲は「収穫作業を共同して行う団体」から「基幹作業を共同して行う団体」に拡大されるとともに、その面積要件についても、「収穫作業に係る作付面積の合計が3.5ha」から「基幹作業に係る作付面積の合計が3.5ha」となります。

イ 作業受託組織（サービス事業体）が満たすべき面積要件についても、②のアと同様に、「収穫作業に係る作付面積の合計が3.5ha」から「基幹作業に係る作付面積の合計が3.5ha」となります。

なお、平成19年産から平成21年産まで実施されていた交付対象者要件の特例措置（B-5）は、平成21年産で終了します。

このため、平成21年産まで特例措置に基づき申請を受けていた生産者におかれては、平成22年産以降は見直し後の交付対象者の要件を満たす必要があります。

Q2 交付対象者要件の特例措置（B-5）はなくなるのですか？

交付対象者要件の特例措置（B-5）については、受託組織等が存在しない地域において、担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を交付金の交付対象者とするため、平成19年産から21年産までの3年間に限り、実施されていたもので、今般、3年間が経過したことから終了することとしています。

ただし、生産者が作業を委託しやすくするため、基幹作業として「防除」を追加しました。また、基幹作業の受け手（受託者）であるサービス事業体や共同利用組織の要件についても見直しを行い、これらの立ち上げが現在と比べ容易になりましたので、現在特例に基づいて申請されている生産者の皆様におかれては、本則要件への移行を進めて下さい。

【でん粉原料用かんしょ生産者の収入】

Q 3 でん粉原料用かんしょ生産者の収入はどうなりますか？

でん粉原料用かんしょ生産者の収入は、でん粉工場から支払われるでん粉原料用かんしょの販売代金と独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から交付されるでん粉原料用いも交付金の合計となります。

Q 4 でん粉原料用かんしょの取引価格はどのように決まりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格を含め、取引に関する諸事項は、以下の流れで決定されます。

- ① 県段階で、生産者団体とでん粉製造事業者団体が主催する関係者の協議の場において、でん粉原料用かんしょの取引に関する基本事項を内容とする「ガイドライン」を協議・決定。取り決めの公平性・透明性を確保するため、行政（県、市町村等）も参加。
- ② 地域段階で、JAとでん粉製造事業者が県段階で定められた「ガイドライン」を基に、地域ごとの生産事情等を踏まえて個別事項を協議し、取引価格等の取引に関する諸事項についての取決めを締結。

Q 5 でん粉原料用かんしょの取引価格はいくらになりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格は、JAとでん粉工場との間で締結された取決めによって毎年、作付前に決定されます。具体的には以下の計算式で算定され、売渡契約書に明記されます。

$$\begin{aligned} \text{取引価格} &= \text{前年度の国内産いもでん粉の販売価格} \\ &\quad (\text{前年度におけるでん粉売戻価格を国内産いもでん粉相当に水分換算}) \\ &\quad \times \text{分配比率 (69\%)} \\ &\quad \times \text{平均的なでん粉歩留り} \\ &\quad + \text{消費税} \end{aligned}$$

なお、21年産は、でん粉専用品種で9,190円／トン程度となります。

Q 6 でん粉原料用かんしょの取引価格は販売先工場や年によって変わりますか？

でん粉原料用かんしょの取引価格は、JAとでん粉工場との間で締結される取決めにより決定されますので、販売先工場によって異なる可能性はあります。

また、でん粉原料用かんしょの取引価格の算定基礎となる国内産いもでん粉の販売価格は、国際相場の変動等により毎年度変動しますので、でん粉原料用かんしょの取引価格も年度によって変動すると予想されます。

Q 7 でん粉原料用かんしょの販売代金はいつもらえますか？

でん粉原料用かんしょの販売代金の支払時期は、生産者とでん粉工場との間で締結された売渡契約書に記載されています。

Q 8 交付金単価はいくらになりますか？

でん粉原料用かんしょの交付金単価は、平成 22 年産の区分 I（シロユタカ等）に属する品種の場合で、25,960 円／トンです。

なお、平成 22 年産から区分 I に九州 159 号が追加されました。

Q 9 22 年産の交付金単価は、3 年間固定ですか？

交付金単価は 3 年間固定とせず、22 年産限りとしています。23 年産からは、本格導入を検討されている戸別所得補償制度の実施とあわせて支援方法や支援水準等について検討される予定となっています。

Q 10 交付金はいつもらえますか？

交付金の交付申請・受領を、JA 等に委任している場合には、申請日（概ね 10 日ごとの機構が定める日）からその日を含む原則 7 業務日で、申請に係る交付金額の 9 割相当分が概算払いされます。

また、交付金額の残りの 1 割については、地域におけるすべての売渡しが終了した後、JA 等から機構に対し対象要件の充足を証明する書類の提出、売渡完了報告及び精算払請求がなされた概ね 1 ヶ月後に残額が支払われます。

ただし、JA 等が立て替え払いをしている場合は JA 等にお問い合わせ下さい。

Q 11 でん粉原料用かんしょの品種や品質により交付金単価と取引価格に差がありますか？

でん粉原料用かんしょについては、産地・品種によってでん粉歩留りに差があるため、品目別経営安定対策の交付金単価において、産地・品種をでん粉歩留りにより平成 21 年産までは 4 つにグループ化していました。しかしながら、平成 19 年産以降、千葉県のかんしょでん粉工場が操業を中止したことともない、茨城県及び千葉県ではでん粉原料用かんしょの生産が行われていませんでした。このため、平成 22 年産では茨城県及び千葉県を対象から除外し、区分を 2 つとした上で、鹿児島県・宮崎県産でん粉専用品種の属するグループの単価を 25,960 円／トンとし、もう一つのグループの単価を鹿児島県・宮崎県産でん粉専用品種の属するグループの単価から、▲1,810 円／トンとしています。

なお、でん粉原料用かんしょの取引価格における品質格差は、生産者とでん粉工場との事前の取決めにより決定されます。

【交付金の交付対象者の要件】

Q12 どのような生産者が交付金の交付対象者になりますか？

交付対象者は、安定的な生産体制の確立を図る観点から、

- ① 認定農業者等（B-1）
- ② 一定の収穫面積を有する者（B-2）
- ③ 一定の収穫面積を有する協業組織（B-2）
- ④ 一定の基幹作業面積を有する共同利用組織に参加している者（B-3）
- ⑤ ①、②若しくは③の要件を満たす者又は一定の基幹作業面積を有する受託組織等に基幹作業（「育苗」、「耕起・整地」、「畝立て・マルチ」、「植付け」、「防除」、「収穫」）を委託している者（B-4）

が位置づけられています。

また、上記に加え、でん粉製造事業者と売渡契約を交わしていること及び環境規範を遵守することが要件とされています。

なお、平成19年度から21年度までの3年間に限り特例として対象としていた担い手育成組織の構成員（B-5）に対する措置は終了しました。

〔認定農業者等（B-1）の要件〕

Q13 認定農業者等の要件は、どのようなものですか？

でん粉原料用かんしょを生産している認定農業者等であれば、収穫面積にかかわらず、交付金の交付対象者になれます。

認定農業者等とは、①認定農業者、②特定農業団体、③特定農業団体と同様の要件を満たす組織を指します。具体的には、

- ① 認定農業者は、経営改善に取り組む意欲のある生産者が、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者
- ② 特定農業団体は、農作業を受託し、農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置づけられた任意組織
- ③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織は、農用地利用改善団体がないため、特定農用地利用規程を作成できない地域を念頭においたもので、これ以外の要件は、特定農業団体と同様の組織

のことをいいます。

〔一定の収穫面積を有する者（B-2）の要件〕

Q14 一定の収穫面積を有する者の要件は、どのようなものですか？

一定の収穫面積を有する生産者の要件は、自ら収穫作業を行う面積が0.5ha以上のでん粉原料用かんしょ生産者であることです。

また、収穫面積の計算方法は以下のとおりです。

[自らの作付地（当年産として収穫する部分に限る。）] +

[他の者から収穫作業を受託した面積] - [他の者に収穫作業を委託した面積]

Q15 収穫面積には、生食用や焼酎用などの交付金の対象用途とは違う用途のものの面積も含まれますか？

対象者要件の収穫面積は、作業の効率化の観点から設定されたものであり、交付金の交付対象となるでん粉原料用かんしょと同時に収穫されるものは用途にかかわらず収穫面積としてカウントすることができます。

Q16 生産組織を法人化した場合、収穫面積の要件はどのように考えますか？

農業生産法人については、生産者個人が法人化したものか、生産組織が法人化したものかを区別せず、収穫面積の要件は0.5ha以上となります。

ただし、これが認定農業者となった場合には、収穫面積の要件はかからないこととなります。

Q17 急な病気等により生産者が自ら収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が0.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等の生産者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や市町村、農業共済組合、JA等が発行した被災証明書等当該事情が生産者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

〔協業組織（B-2）の要件〕

Q18 協業組織の要件は、どのようなものですか？

協業組織の要件は、効率的な生産が図られるものとする観点から、3.5ha以上の収穫面積を有することに加え、

- ① 組織の規約（代表者、構成員、総会、農業用機械や農業用施設等の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
- ② 事業計画及び収支予算が作成され、計画に従って組織として営農活動（でん粉原料用かんしょの生産・販売）が行われていること
- ③ 基幹作業に係る管理者（オペレーター）が定められていること（組織の規約や事業計画において定められていてもよい。）

が必要となります。

Q19 オペレーターの急な病気等により収穫作業を行えなくなり、他の人に収穫作業を委託したり、風水害等によるほ場への土砂の流入等により収穫ができなくなったりしたため、収穫面積が3.5ha未満になった場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等協業組織の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や市町村、農業共済組合、JA等が発行する被災証明書等当該事情が協業組織の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

〔共同利用組織の構成員（B-3）の要件〕

Q20 共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

共同利用組織の要件は、効率的な生産が図られるものとする観点から、機械の共同利用又は共同出役により3.5ha以上基幹作業を共同して行うことに加え、

- ① 組織の規約（代表者、構成員、総会、農業用機械等の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
- ② 基幹作業に係る管理者（オペレーター）が定められていること（組織の規約や事業計画において定められていてもよい。）

が必要となります。

このほか、共同利用組織の構成員の特例を受ける場合は、共同利用等を開始するための推進計画を策定している必要があります。

Q21 共同利用組織の要件について、平成 21 年産までと平成 22 年産以降の主な変更点はどのようなものですか？

平成 22 年産以降の共同利用組織の要件の主な変更点は、以下のとおりです。

① 収穫以外の基幹作業を行う共同利用組織も対象

現在、共同利用組織が共同作業を行う際にカウントの対象となるのは収穫面積に限定されていますが、今後はそれ以外の基幹作業も対象となります。

このことにより、共同利用組織が満たすべき面積要件について、平成 21 年産までの「収穫作業に係る作付面積の合計が 3.5 h a」から「基幹作業に係る作付面積の合計 3.5 h a」となります。

② 推進計画の作成

共同利用組織に所属してはいるものの、共同利用等を行っていない者は、交付金交付対象者としての共同利用組織の構成員とは認められませんが、共同利用組織が 3 年以内（平成 22 年産から平成 24 年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成していれば、共同利用等を行っていない構成員についても、計画期間中に限り、共同利用組織の構成員とみなして交付金の対象者となります。

③ 防除計画の作成

防除を行う共同利用組織が防除計画を作成し、これに基づき当該組織の構成員が個人で防除を実施した場合にも、当該構成員も交付金の交付対象者となります。

Q22 オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により共同利用組織による基幹作業が行えず、当該組織の構成員が共同利用組織の構成員としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等共同利用組織の構成員の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めたときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、診断書や共同利用組織の証明書等当該事情が共同利用組織の構成員の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

Q23 共同利用組織での共同作業は、機械によるものに限られますか？

共同利用組織による共同作業は、機械によるものに限らず、手作業などでも構いません。

《共同利用組織の基幹作業面積のカウント方法》

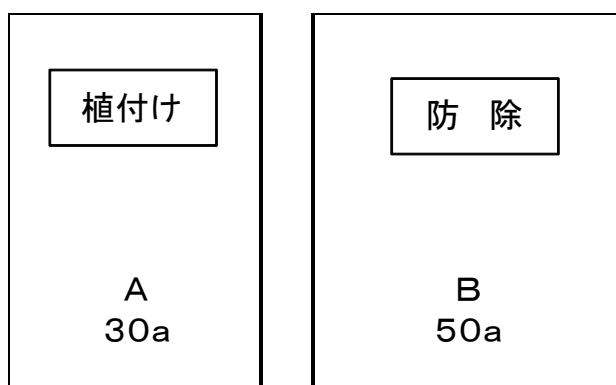
Q24 共同利用組織の基幹作業面積は、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？

各基幹作業の面積の実面積の合計です。

ただし、同じほ場において複数の基幹作業を実施した場合には、当該ほ場において実施した基幹作業のうち実施した面積が最大となるものの面積とします。このようにカウントした基幹作業面積が3.5ha以上必要となります。

○ 面積の計算方法の考え方

（例1）

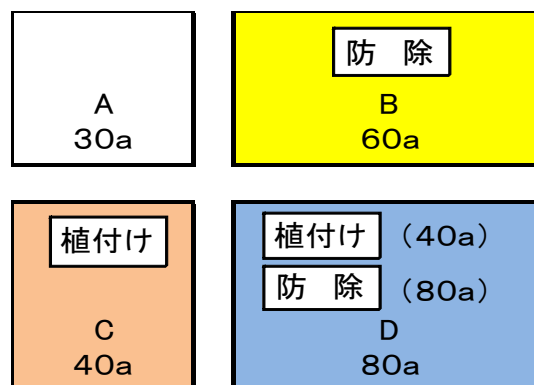


・ Aほ場では植付け、Bほ場は防除を実施

基幹作業面積

$$= 30a (\text{Aほ場：植付け}) + 50a (\text{Bほ場：防除}) \\ = 80a$$

（例2）



・ Bほ場で防除、Cほ場で植付け、Dほ場で植付けと防除を実施

基幹作業面積

$$= 60a (\text{Bほ場：防除}) + 40a (\text{Cほ場：植付け}) + 80a (\text{Dほ場：防除}) \\ = 180a$$

《構成員の共同作業に供する面積の要件》

Q25 共同利用組織に参加している者は、組織での共同作業に供しているほ場の面積にかかわらず交付金の交付対象者となりますか？

でん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部分に限る。）の2分の1以上（平成24年産までの3年間に限り3分の1以上）について、基幹作業のうちいずれかの作業を共同利用組織での共同作業に供する構成員が交付金の交付対象となります。

ただし、平成22年産から24年産までの3年間は共同利用組織の構成員の特例を受けることができますので、Q29をご覧ください。

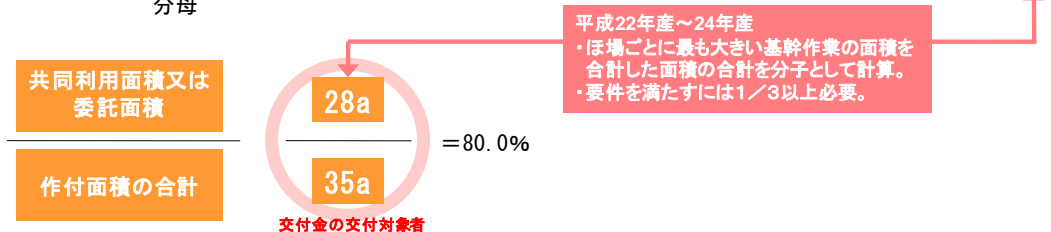
Q26 複数の基幹作業を共同作業に供した場合、共同作業に供した面積はどのようにカウントしますか？

平成24年産まで21年産までのカウント方法が延長され、複数のほ場において共同作業に供した場合には、ほ場ごとに共同作業に供した面積が最も大きい基幹作業の面積を合計した面積がカウントされます。また、その面積がでん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部分に限る。）の3分の1以上である生産者が交付金の交付対象となります。

○ 共同利用組織に供した面積及び委託面積のカウント方法

地番・地名	用途	作付面積	共同利用組織による共同作業又は委託を行った実面積						最も実面積が大きい基幹作業の面積
			育苗	耕起・整地	畝立て・マルチ	植付け	防除	収穫	
ほ場A	でん粉	11a	11a		5a		11a		11a
ほ場B	でん粉	5a		5a	5a				5a
ほ場C	でん粉	12a						12a	12a
ほ場D	でん粉	7a							
合計		35a	11a	5a	10a	0a	11a	12a	49a

分母



Q27 平成21年産までとされている共同作業に供するほ场面積及び委託しているほ场面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

現在、共同利用組織の構成員（B-3）については、平成21年産までの特例として、当該構成員のほ場の1/3以上（原則は1/2以上）を共同利用組織による共同作業に供すれば交付金の対象者としています

平成22年産以降についても、共同利用組織の活用を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（1/3以上）を継続します。

Q28 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？

現在、複数のほ場を共同作業に供した生産者については、平成21年産までの特例として、ほ場ごとに共同作業に供した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計（原則は基幹作業のうち共同作業に供した最大となる作業の面積）の割合が1/3以上を交付金の対象者としています。

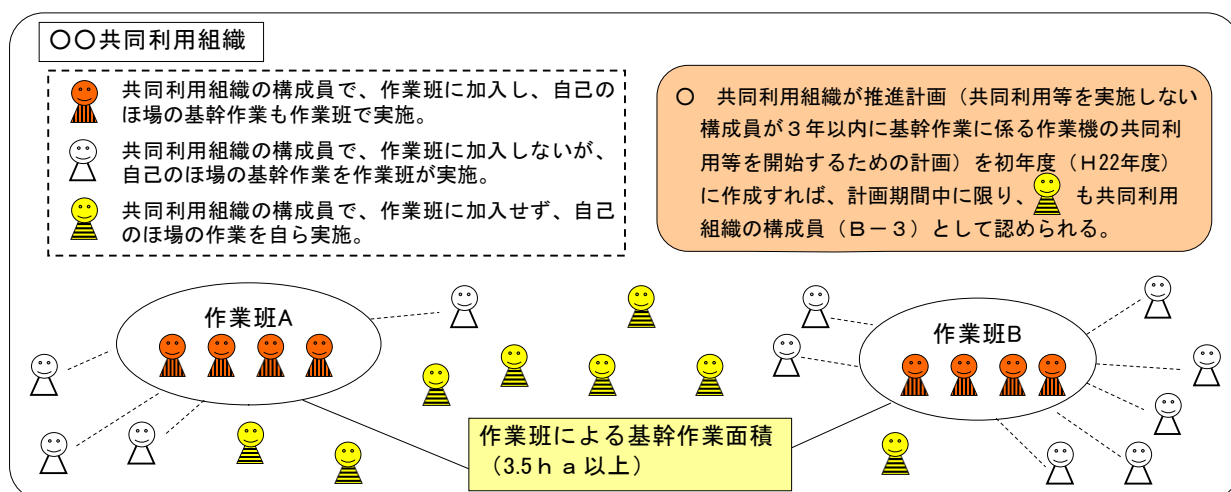
平成22年産以降についても、共同利用組織の活用を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（ほ場ごとに共同作業に供した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計）を継続します。

《共同利用組織の構成員の特例》

Q29 共同利用組織の構成員の特例とは、どのようなものですか？

共同利用組織の構成員の特例とは、共同利用組織や作業受託組織の育成が十分でない地域の生産者が、基幹作業に係る機械の共同利用や作業の委託ができず、生産者交付金の対象者要件から除外されてしまうことを防ぐために新たに設けるものです。

具体的には、共同利用組織に所属してはいるものの、共同利用等を行っていない者は、交付金交付対象者としての共同利用組織の構成員とは認められませんが、共同利用組織が3年以内（平成22年産から平成24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成していれば、共同利用等を行っていない構成員についても、計画期間中に限り、共同利用組織の構成員とみなして交付金の対象者とするというものです。



Q30 共同利用組織の構成者の特例を受けるため、共同利用組織が満たすべき要件は、どのようなものですか？

共同利用組織の要件は、効率的な生産が図られるものとする観点から、機械の共同利用又は共同出役により 3.5 h a 以上の基幹作業を共同して行うことに加え、毎年の要件審査申請時まで、

- ① 共同利用等を開始するための推進計画を作成していること
- ② 組織の規約（代表者、構成員、総会、農業用機械等の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
- ③ 基幹作業に係る管理者（オペレーター）が定められていること（組織の規約や推進計画において定められていてもよい。）

が必要となります。

なお、共同利用等を開始するための推進計画は、推進計画の進捗状況を把握するため、毎年度更新することとなっています。

また、既存の共同利用組織を活用する場合には、要件審査申請時まで①の推進計画を作成すれば要件を満たすこととなります。

Q31 共同利用組織の構成者の特例を利用する共同利用組織の地域の範囲に制限はありますか？

共同利用組織の地域の範囲については、組織の活動目的である作業機械の共同利用等が可能な範囲となることが基本であることから、共同利用機械の作業能力やほ場の配置等によって決定されるものと考えています。

ただし、これまで共同利用組織等が存在しなかった地域等においては、組織立ち上げのために十分な話し合いの時間が必要であることから、当面、担い手育成組織（鹿児島県：13 組織）と同等の範囲を基本とした共同利用組織でも良いこととしますが、すみやかに適切な範囲への再編をお願いします。

Q32 なぜ、共同利用組織の構成員の特例の期間を3年間に限定しているのですか？

でん粉原料用かんしょ生産者は、作付規模が小さく、高齢化も進展していることから、生産者のリタイアが進むようなことになれば近い将来、集落機能が維持できなくなるとともに、かんしょでん粉工場の操業継続が困難となり、地域経済を支えることが危ぶまれる状況となります。

このような状況を改善するためには、作業受委託や共同利用組織の活用を促進し、いざというときに構成員が相談できる受皿を備えるなど産地の体質強化を図っていくことが重要となっています。

このため、このような取組みを計画的に進めていく観点から3年間の推進計画に基づき、共同利用組織の活用を進めていくこととしたものです。

Q33 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」は、どのような内容のものですか？

共同利用等を開始するための推進計画は、共同利用等を行っていない構成員について3年以内（平成22～24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始することを目標として、共同利用組織が初年度に作成するものです。

なお、具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 共同利用組織の構成員における特例対象者数の見込み（共同利用組織構成員数、特例対象者数等）
 - ② 基幹作業の実施年等（作業機、共同利用実施者数等）
- 等を推進計画に記載することとなります。

Q34 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」の目標が達成されなかった場合でも、交付金はもらえるのですか？

例えば、共同利用組織が、共同利用等の開始に向けて話し合いを行ってきたものの、話し合いがまとまらず、計画どおりの共同利用等ができなかったような場合は、計画通りの共同利用等ができなかったことのみをもって、交付対象に係る要件から外れることはありません。また、それまでに受領した交付金の返還を求められることもありません。

もちろん、当初から共同利用等を行う気がないのに、偽って交付金を受領したような場合は返還が必要です。

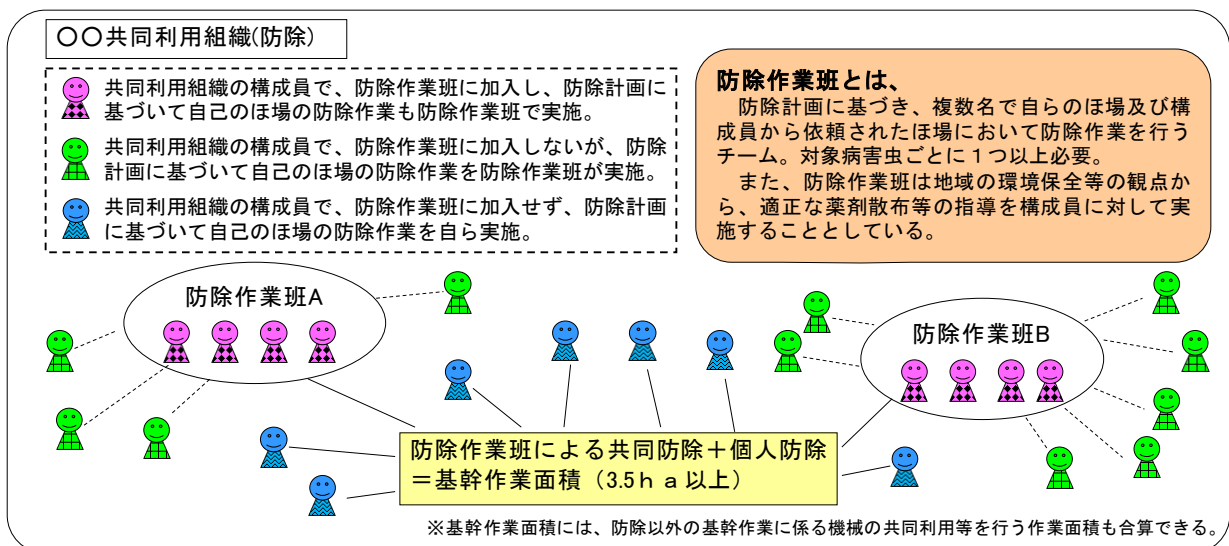
Q35 今回の見直し内容において、対象期間を設定するものはありますか？

今回の見直し内容で、要件に対象期間を設定しているものは、共同利用組織の構成員の特例、共同利用組織において共同作業を行ったほ場の面積及び基幹作業を委託したほ場の面積についての割合要件及びカウント方法であって、いずれも平成22年産から平成24年産までの3年間限りの措置となっています。

《防除を行う共同利用組織の要件》

Q36 防除を行う共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

- 防除を行う共同利用組織の要件は、効果的な防除を実施するとの観点から、
- ① 対象とする病虫害の防除に有効な防除作業期間、防除方法等を定めた防除計画を作成していること
 - ② 防除計画に基づき、共同作業や個人防除により 3.5 h a 以上の防除を行うこと（防除以外の基幹作業に係る機械の共同利用等を行う作業面積も合算して 3.5ha 以上でも可。）
 - ③ 組織の規約（代表者、構成員、総会、防除機械の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
 - ④ 防除に関する防除作業班が対象病虫害ごとに少なくとも 1 つ以上組織されていること（1 つの防除作業班が複数の病虫害の防除を行うことも可。組織の規約や防除計画において定められていてもよい。）
- としております。



Q37 防除を行う共同利用組織の基幹作業面積（3.5 h a 以上）は、どのようにカウントするのですか？

共同で防除作業を実施する防除作業班を対象病虫害ごとに1つ以上組織することを前提に、共同利用組織が作成する「防除計画」に基づき個人で防除作業を実施する面積も共同利用組織の基幹作業面積に加えることができます。

なお、同じほ場に複数回の防除を行っても、基幹作業面積として重複してカウントはできませんので、ご留意願います。

Q38 防除を行う共同利用組織の「防除計画」は、どのような内容のものでしょうか？

「防除計画」とは、地域における病虫害の予防及び駆除を効率的かつ効果的に実施するため、共同利用組織が行う防除の内容について、共同利用組織ごとに作成する計画です。

具体的には、

- ① 防除の目的
 - ② 防除実施計画（対象病虫害名、防除を実施する期間、防除を行う地区（区域）、使用農薬名、防除方法等）
 - ③ 防除実施体制（当該防除計画への参加者、参加方法（共同、個人防除等）
 - ④ その他共同利用組織が防除を行う上で必要と思われる事項
- 等を防除計画書中に記載することとなります。

なお、防除計画は毎年度作成することとなっています。

Q39 防除計画に定める防除を実施する期間の長さには、制限があるのでしょうか？

対象病虫害や防除方法等により防除を実施する期間が異なるため、防除を実施する期間の長さに関する制限はありません。対象病虫害の防除に効果のある期間を設定して下さい。

例えば、何月何日から何月何日までというように防除実施期間を定めづらい場合にあっても、「7月～8月の間において防除作業班の指示から〇〇日以内」としたり、植付けと同時に行われるものの場合は、「植付け時（4月～6月）」等、可能な限り具体的に定めて下さい。

Q40 防除作業班とは、どのようなことをするのでしょうか？

防除作業班は、共同利用組織の構成員の中で、防除を行う責任者（防除作業班長）と作業を行う者数名で構成され、病虫害の発生・まん延の防止のため、防除計画に基づき自己のほ場及び構成員から依頼されたほ場において防除を行うものです。

また、地域の環境保全等の観点から、適正な薬剤散布等の指導を構成員に対して実施して下さい。

Q41 農薬のドリフトが懸念される地域において、共同利用組織で防除作業を行う場合についても、防除作業班を設置する必要がありますか？

防除作業を行う共同利用組織の場合には、効率的な防除作業を組織的に行うとの趣旨から、防除作業班の設置が必要です。

ドリフト等の問題が懸念される地域においては、設置した防除作業班においてドリフト等の心配の少ない方法や「野そ」防除の実施など、その地域実態に適した方法を検討して下さい。

なお、防除作業以外の基幹作業の受委託などにより、交付対象者要件を満たすことも可能ですので、産地の体質強化を図る観点から、こうした取組についても検討して下さい。

Q42 防除作業班の作業員（班員）が、一人で自らのほ場のみの防除作業を行った場合や、自らが所有する機械を用いての防除作業を行った場合は、防除作業班による防除作業と見なせますか？

防除作業班による作業とは、共同利用組織が使用权を有する機械の共同利用又は共同出役による防除作業を指します。

「共同利用組織が使用权を有する機械」とは、組織が所有する機械のほか、組織が借り受ける機械（オペレーターの機械を期間を区切って組織が借りることも可）を指します。

このため、防除作業班の作業員（班員）が、一人で自らのほ場のみの防除作業を行う場合や、自らが所有する機械（組織が借り受けた機械を除く。）を用いての防除作業は、防除作業班の作業には該当しません。

Q43 なぜ、防除についてのみ、防除計画に基づいて行う個人防除も共同利用として認めるのですか？

病虫害の防除は、地域において一斉に実施することにより効果が高まります。このため、防除計画に基づき、たとえば防除作業班が防除を実施する時期に合わせて個人で防除を実施した場合も共同利用として認めることとしたところです。

なお、共同利用組織が防除計画に基づき作成した参加者名簿に掲載されている構成員が交付金の交付対象者となります。

Q44 防除計画に基づいて行う個人防除を共同利用とする取扱いは、期限付きの特例措置なのですか？

防除計画に基づいて行う個人防除を共同利用とする取扱いについては、期限付きの特例ではありません。

ただし、本要件については、防除作業班による作業体制が確立するなど、生産現場の実態に照らして、産地の体質強化を図る観点から実施しているこうした取扱いが、不要と考えられる段階で見直しを検討することとしています。

Q45 防除計画に基づく個人防除は共同利用として認められますが、共同利用組織の構成員の特例とどのように違いますか？

防除計画に基づく個人防除は、防除計画に基づいて防除が実施されることで防除効果が高まることから、共同利用を行ったものとして認めることとしています。このため、防除計画に基づく個人防除実施者は、本則要件を満たす者となります。

一方、共同利用組織の構成員の特例については、今後、共同利用を行う予定の生産者に対して、期限を設けて認めているものです。このため、3年以内に共同利用を行う等本則要件を満たしていただく必要があります。

Q46 防除を行う共同利用組織で、防除計画を作成したものの対象病害虫の発生がなかったため防除作業を実施しなかった場合、当該共同利用組織の構成員は交付金の交付対象者となるのでしょうか？

地区外から飛来する害虫の防除計画を立てた場合、その年の状況によっては、飛来する害虫の密度が低く防除の必要がない、という事態も想定され、この結果、作業面積の合計が共同利用組織の基幹作業面積の要件（3.5ha以上）を満たさなくなることも考えられます。

この場合、例年であれば必要な防除であったため防除計画に定めたものの、例外的に病害虫の発生がなかったことが、客観的に証明できるもの（防除予定地域に係る行政機関若しくは研究機関が発行するもの等）を添付して機構に申出を行い、機構が事実であると認めた場合は、当該防除計画に係る面積も基幹作業面積とカウントできます。

ただし、客観的な証明がない等、その事実が認められない場合には、共同利用組織としての要件を満たさなくなり、交付金の対象者とはなりません。

このため、毎年、計画的に実施される他の防除作業や他の基幹作業により交付金の対象者となるような体制づくりをお願いします。

なお、交付金の対象者となるために、防除の必要性がないにも関わらず防除を実施することは、環境に負荷をかけ、また、営農に不必要な行為ですので、このようなことが判明した場合には、交付金の交付対象者に該当しないこともあり得

ます。

〔基幹作業を委託する者（B-4）の要件〕

Q47 基幹作業を委託する者の要件は、どのようなものですか？

基幹作業を委託する者の要件は、でん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部分に限る。）の2分の1以上（平成24年産までに限り3分の1以上）について、

- ① 認定農業者
- ② 特定農業団体
- ③ 特定農業団体と同様の要件を満たす組織
- ④ 0.5ha以上の収穫面積を有するでん粉原料用かんしょ生産者
- ⑤ 3.5ha以上の収穫面積を有する協業組織
- ⑥ 3.5ha以上の基幹作業面積を有する受託組織（サービス事業者）

のいずれかの者に基幹作業の委託を行うことです。

Q48 基幹作業の委託先が別の者に当該基幹作業を斡旋した場合には、どのように取り扱われますか？

基幹作業を委託することにより対象要件を満たすためには、その作業を受託した生産者・生産組織が一定の基幹作業面積を有すること等の受託者としての要件を満たすことが必要となりますが、斡旋による受委託については、斡旋を受けて実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が受託者としての要件を満たす必要があります。

また、対象要件審査申請の手続き上、実際に基幹作業を行った生産者・生産組織が確認可能な契約書の写しや作業実施証明書の提出等を行うことが必要となります。

Q49 でん粉原料用かんしょを作付けしていない認定農業者に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

基幹作業を受託する者が認定農業者であれば、その認定農業者が生産している品目にかかわらず、交付金の交付対象者となります。

Q50 でん粉原料用かんしょを作付けしていない畜産農家や建設会社等に基幹作業を委託する場合、委託した生産者は交付金の交付対象者となりますか？

作業受託者が、でん粉原料用かんしょを作付けておらず、作業受託のみを行っている畜産農家や建設会社等であっても、基幹作業に係る管理者（オペレーター）の定めがあり、3.5ha以上の基幹作業面積（再委託を行っている面積を除く。）を有していれば、基幹作業の受託組織として認められるため、委託者は交付金の交付対象者となります。

Q51 基幹作業の委託先として機械銀行は利用できますか？

機械銀行の業務は、利用者への農業機械の貸付けであるため、一般には基幹作業の受託者となりませんが、次のような場合には、利用が考えられます。

- ① 機械銀行の受託している基幹作業面積が3.5ha以上で、雇用するオペレーターが基幹作業を実施する場合
- ② 機械銀行から受託者要件を満たす農業者等に、作業の受委託を斡旋してもらう場合。

Q52 基幹作業の受託者が、オペレーターの急な病気や降雨が続く等の天候不順等により受託した基幹作業を行えず、当該受託者に基幹作業を委託した者が、基幹作業を委託する者としての対象者要件を欠いた場合には、交付金の交付対象者でなくなりますか？

天候不順や災害、病気、怪我等の委託者の責めに帰すことができない事情で要件を欠くことになった場合は、機構にその旨を申し出、機構が事実であると認めるときは、対象者要件を満たすものとして取り扱うこととしています。

なお、機構への申出に際しては、受託者の証明書等当該事情が委託者の責めに帰すことができないものであることを証する書類が必要になります。

Q53 作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限られますか？

作業受委託に係る基幹作業は、機械によるものに限らず、手作業などでも構いません。

また、機械を使う場合であっても、ハーベスタ等の特定の機械を使うといった制限はありません。

Q54 作業受委託の報酬は労働や物品等の金銭以外のものでもよいですか？

作業受委託の契約等は、委託者と受託者の間の取決めであり、報酬を労働や物品等の金銭以外のものでも構いません。ただし、作業の種類や面積、報酬等の作業受委託に係る内容は、書面で明確にしておく必要があります。

《作業受託組織（サービス事業体）の基幹作業面積のカウント方法》

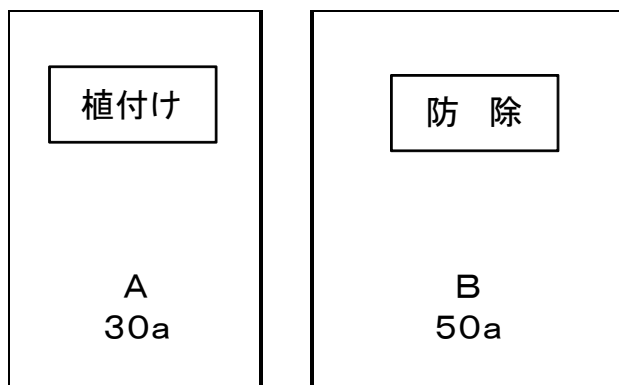
Q55 作業受託組織（サービス事業体）の基幹作業面積は、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？

各基幹作業の面積の実面積の合計です。

ただし、同じほ場において複数の基幹作業を実施した場合には、当該ほ場において実施した基幹作業のうち実施した面積が最大となるものの面積とします。このようにカウントした基幹作業面積が 3.5ha 以上必要となります。

○ 面積の計算方法の考え方

(例 1)



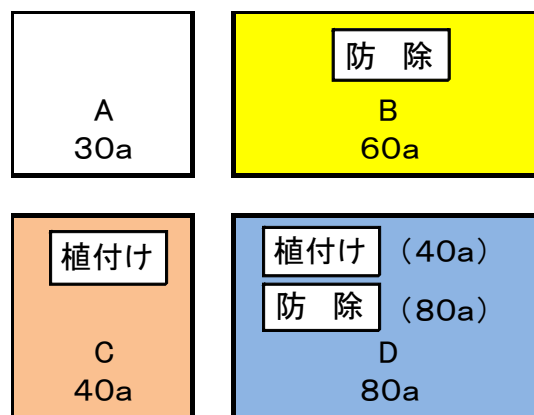
- ・ Aほ場では植付け、Bほ場は防除を実施

基幹作業面積

$$= 30a (\text{Aほ場：植付け}) + 50a (\text{Bほ場：防除})$$

$$= 80a$$

(例 2)



- ・ Bほ場で防除、Cほ場で植付け、Dほ場で植付けと防除を実施

基幹作業面積

$$= 60a (\text{Bほ場：防除}) + 40a (\text{Cほ場：植付け}) + 80a (\text{Dほ場：防除})$$

$$= 180a$$

《委託面積の要件》

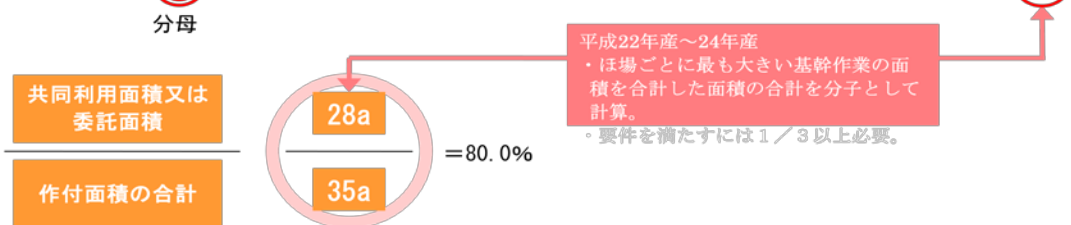
Q56 基幹作業の委託は、でん粉原料用かんしょの作付地のすべてについて行わないといけませんか？

でん粉原料用かんしょの作付地（収穫する部分に限る。）の2分の1以上（平成24年産までに限り3分の1以上）について、基幹作業の委託を行う生産者が交付金の交付対象者となります。

Q57 複数の基幹作業を委託した場合、基幹作業の委託面積はどのようにカウントしますか？

平成24年産まで21年産までのカウント方法が延長され、複数のほ場において基幹作業の委託を行っている場合には、ほ場ごとに委託面積が最も大きい基幹作業の委託面積を合計した面積がカウントされます。また、その面積がでん粉原料用かんしょ作付地（当年産として収穫する部分に限る。）の3分の1以上である生産者が交付金の交付対象となります。

地番・地名	用途	作付面積	共同利用組織による共同作業又は委託を行った実面積						最も実面積が大きい基幹作業の面積
			育苗	耕起・整地	畝立て・マルチ	植付け	防除	収穫	
ほ場A	でん粉	11a	11a		5a			11a	11a
ほ場B	でん粉	5a		5a	5a				5a
ほ場C	でん粉	12a						12a	12a
ほ場D	でん粉	7a							
合計		35a	11a	5a	10a	0a	11a	12a	49a



Q58 平成21年産までとされている基幹作業の委託面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

現在、基幹作業委託者（B-4）については、平成21年産までの特例として、当該生産者のほ場の1/3以上（原則は1/2以上）を委託すれば交付金の対象者としています

平成22年産以降についても、作業受委託を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（1/3以上）を継続します。

Q59 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を委託した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？

現在、複数のほ場を委託した生産者については、平成21年産までの特例として、ほ場ごとに委託した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計（原則は基幹作業のうち委託した面積が最大となる基幹作業の面積）の割合が1/3以上を交付金の対象者としています。

平成22年産以降についても、作業受委託を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（ほ場ごとに委託面積が最も大きい基幹作業の面積の合計）を継続します。

Q60 基幹作業の委託面積としてカウントする面積に、生食・加工用かんしょなどの交付金の交付対象とならないものの面積も含まれますか？

収穫面積の考え方と同様に、交付金の交付対象となるかんしょと同時に基幹作業が行われるものの委託面積は、用途にかかわらず基幹作業の委託面積としてカウントすることができます。

Q61 委託した基幹作業に係る機械の進入経路確保のために、自らが作付地の一部について当該基幹作業を行った場合、その面積は基幹作業の委託面積としてカウントできますか？

委託した基幹作業が円滑に行われるために、委託した作付地の極一部について自ら当該委託した基幹作業を行うことは、受委託を通じて作業規模を拡大し、生産性を向上させることの妨げにはならないと考えられるため、その自ら作業した面積についても、受委託契約書等に位置付けられている場合に限り、基幹作業の委託面積に含めることができます。

〔基幹作業について〕

Q62 育苗とは、具体的にどのような作業を指しますか？

基幹作業の「育苗」とは、種いもの消毒、苗床づくり、種いもの伏込み等を行い、健全な苗が生育するよう適切に管理することを指します。

Q63 農協等からかんしょの苗を購入した場合は、育苗を委託したことになりますか？

基幹作業の委託については、原則として、事前に委託者と受託者との間で作業受委託に関する契約が結ばれた上で、実際の作業が実施される必要があります。

このため、単に農協等からかんしょ苗を購入しただけでは、育苗作業を委託したことにはなりません。

また、育苗作業の委託についても、他の基幹作業の委託と同様に、一定規模以上の基幹作業規模を有する個人・生産組織等への委託のみが対象要件を満たすこととなりますので、注意が必要です。

Q64 耕起及び整地は、耕起又は整地でも良いのですか？

栽培体系から、作業に用いる機械や作業時期も異なり耕起及び整地を一連の作業として実施することが困難な場合には、地域の作業実態に合わせ、耕起又は整地のいずれか一方を実施することでも耕起及び整地を行ったものと認めることとします。

Q65 かんしょの掘り起こしを共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同利用に供した又は委託したことになりますか？

かんしょの収穫作業とは、かんしょを掘り起こしてほ場から搬出するまでの一連の作業をいい、これらすべての作業を実施することが原則です。

しかしながら、現状ではハーベスタの普及率が低いこと、かんしょの収集・搬出まで委託等を行うと、作業実施者に労力不足が生じ、作業受託等が行えなくなることを踏まえ、当面は、掘り起こしのみを共同利用に供する又は委託すれば、収穫作業を共同利用に供した又は委託したこととします。

Q66 かんしょ栽培におけるつるきり作業を共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同利用に供した又は委託したことになりますか？

なります。

かんしょの「収穫作業」は、かんしょを掘り起こしてほ場から搬出するまでの一連の作業をいいますが、現行では、掘り起こしのみも収穫作業に含まれていません。一方、つるきりについては、収穫作業の前作業として必ず行わなければならない作業ではありましたが、収穫作業としては認められていませんでした。

しかしながら、近年、高性能なつるきり機が開発され、収穫作業の大幅な省力化が図られることとなったことを踏まえ、当面、つるきり作業を収穫作業体系の一つとし、つるきり作業のみを共同利用に供した又は委託した場合でも収穫作業

を共同利用に供した又は委託したものとします。

Q67 かんしょ栽培におけるマルチ剥ぎ作業を共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同作業に供した又は委託したことになりますか？

なりません。

マルチ剥ぎは、つるきりとともに行われる作業ですが、つるきりに付随した作業であることからマルチ剥ぎだけを共同作業に供した又は委託した場合には、収穫作業を共同作業に供した又は委託したことに含まないこととします。

Q68 防除とは、具体的にどのような作業を指しますか？

基幹作業の「防除」とは、ほ場において効果が発現するために一定の期間に計画的に実施するものであって、でん粉原料用かんしょの病害虫の予防及び駆除をする目的で、農薬を利用するものを指します。

なお、雑草の除草については、病害虫の発生を抑制する目的で行うものに限って防除に含まれます。

Q69 野そ（ネズミ）の駆除は、防除に含まれますか？

含まれます。

ただし、でん粉原料用かんしょのほ場において野そが隣接するほ場へ逃避することを防ぐために防除計画に基づき一斉に行う駆除に限ります。

Q70 「土壌消毒」は防除に含まれますか？

土壌消毒の対象となる病原菌、センチュウは、そのままでは隣接ほ場へ移動しないことや、適切にほ場が管理されている場合は土壌消毒そのものが必要ないなど農家ごとの対応も異なることから、地域における計画的な防除の実施の必要性が低いため、防除の対象に含まないこととします。

Q71 誘殺灯やフェロモントラップの設置は防除に含まれますか？

基幹作業への「防除」を追加することによって、作業の受け手となる共同利用組織や作業受託組織（サービス事業体）の活用を促進するため、今回、「防除」を新たに追加したものです。

一方、誘殺灯やフェロモントラップの設置は、一度、設置すれば誘引剤の交換などの作業を除けば、共同での作業を実施する必要性が乏しく、共同利用組織の活用の促進にも資するものではないことから、防除に含まないこととします。

Q72 「除草」は防除に含まれますか？

防除計画に基づき実施される、病虫害の予防又は駆除のための除草（除草剤を用いる除草に限ります。）であれば防除に含まれます。しかしながら、防除計画に基づかない除草や、病虫害の駆除を目的としない、単に雑草の繁茂を抑制するための除草については基幹作業である防除には含まれません。

Q73 病虫害全般の予防を目的とする除草を行う場合、防除計画の対象病虫害の項目に「除草（病虫害防除）」とのみ記載することは可能ですか？

除草作業については、防除計画に基づき実施される、病虫害の予防又は駆除のための除草（除草剤を用いる除草に限ります。）であれば防除作業に含めることとしています。

したがって、単に「除草（病虫害防除）」と記入するだけでは不十分ですので、対象病虫害の種類や、その生態を踏まえた効果的な防除期間・方法等を防除計画に定めて下さい。

【交付手続きについて】

Q74 対象要件に適合しているかどうかの判断は誰が、いつ行いますか？

交付金の支払いを迅速に行うため、出荷・売渡し後に行う交付金の交付申請とは別に、生産者は、毎年5月から7月の間に機構に対し、機構が定める様式及び添付資料により対象要件審査申請を行い、機構において対象要件に適合しているか否かの審査を行います。

この審査により対象要件に適合すると判断された生産者には、対象生産者コードが通知されます（この対象生産者コードは交付申請に当たり必要となります。）。

また、基幹作業面積が実際に確保されたかどうか、作業受委託がなされたかどうか等の確認のため、機構が定める書類を一定期間保管し、機構から要請があった場合には提出していただくこととなります。

Q75 対象生産者コードの通知を受けた後に、他者に対して経営移譲が行われた場合には、どのような手続きが必要ですか？

経営移譲を受けた者は、速やかに、農業経営の承継に係る届出書、要件審査申請書及び農業経営を承継したことを明らかにする書類を機構に届け出ることが必要となります。

Q76 交付金の交付申請・受領について、JA等が代理して行うことは可能ですか？

生産者がJA等に委任すれば、JA等が一括して代理申請・受領することが可能です。

Q77 一戸の農家が、夫と妻の名義でそれぞれ出荷した場合、どのように取り扱われますか？

夫と妻で生産ほ場等を明確に分割し、それぞれに対象要件をクリアすれば、出荷名義人ごとに交付金が交付されることとなります。しかしながら、どちらか一方だけしか交付対象要件をクリアしなかった場合には、クリアしていない者の名義に係る出荷分については、交付金が交付されないのに注意が必要です。

Q78 出荷先が複数ある場合、対象要件の確認はどのように取り扱われますか？

出荷先が複数ある場合でも、生産者として対象要件をクリアしていれば、すべての出荷量に対して、交付金が交付されます。

Q79 共同利用組織については、組織として交付金の交付申請を行い、組織として交付金を受領することはできますか？

交付金の交付申請・受領は構成員個人が行うことが基本ですので、共同利用組織名義での交付申請・受領する場合は、次の①から⑤の要件を満たすことが必要です。

- ① 当該共同利用組織の構成員が売り渡す交付金対象作物に係る販売代金及び交付金のすべてを、当該共同利用組織名義で受領すること
- ② 当該共同利用組織のすべての構成員の同意を得て、代表者による当該取扱いに係る申出及び代理人が当該取扱いを了承している旨を書面により整備すること
- ③ 会計責任者を置くとともに、組織規約等において明確にすること
- ④ 構成員別の支払明細書を整備するとともに、構成員に交付金等を支払ったことを証する書類（口座振込した通帳、領収書など）を整備すること
- ⑤ 要件審査申請書の提出は、当該共同利用組織の構成員全員の要件審査申請書を一つに取りまとめるとともに、構成員全員の要件審査申請書の「5. 振込口座情報」欄に、交付金を受領する当該共同利用組織名義口座を記入することが必要となります。

なお、当該取扱いは、年産の途中から適用することはできず、初回の概算払から精算払までのすべてを共同利用組織名義で行う必要があります。

Q80 でん粉工場とのでん粉原料用かんしょ売渡契約が不履行となった場合（契約上の規格・品種・数量のかんしょが出荷されなかった場合等）の取扱いはどうなるのですか？

でん粉原料用かんしょ売渡契約の内容に沿った生産・売渡しがなされない場合には、その生産者が交付金の交付対象外となり、さらに、でん粉工場がその生産者から売渡しを受けたでん粉原料用かんしょを原料として製造したでん粉についても、交付金の交付対象外となる可能性があります。

なお、売渡契約に沿った生産・売渡しがなされたか否かの判断については、売渡契約に定められた事項のうち気象要因による変動の可能性が低いもの、例えば、でん粉原料用かんしょの品種、作付面積、売渡期間・場所・方法が適切に履行されているか否かが基準になります。

【その他】

Q81 「環境規範」とはどのようなもので、「遵守」するために生産現場では何をすればよいですか？

環境規範は、農業者が環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントで、具体的に遵守すべき事項は、以下の7点となります。

- ① 土づくりの励行（たい肥の施用や緑肥・作物残渣の鋤込み等）、
- ② 適切で効果的・効率的な施肥（栽培暦等に即した施用量、施用方法の実行等）、
- ③ 効果的・効率的で適正な防除（病虫害・雑草が発生しにくい環境づくり、農薬取締法に基づく農薬の使用法の遵守等）、
- ④ 廃棄物の適正な処理・利用（使用済みマルチの適正処理、作物残渣のほ場への鋤込み等）、
- ⑤ エネルギーの節減（作業機の点検整備等）、
- ⑥ 新たな知見・情報の収集（研修会への参加、普及指導センター・JA等が発信する情報の収集等）、
- ⑦ 生産情報の保存（使用した肥料・農薬の使用状況の記録、伝票の保存等）

これらについては、生産者が告示で定められた様式により営農活動の自己点検を行い、当該様式を一定期間保管することが必要です。

Q82 交付金の交付対象となり得る法人とは、どのような法人ですか？

交付金の交付対象となり得る法人とは、農地を購入又は賃借することができる法人となります。これが認められているのは、

- ① 農地法第2条第7項に規定する農業生産法人
 - ② 農業生産法人以外の法人であって、特定法人貸付事業により農地のリースを受けている法人
- となります。

Q83 特定農業団体、協業組織、共同利用組織等の法人格を持たない組織への課税はどのようになりますか？

法人格を持たない組織に対する課税の取扱いについては、任意組合等として構成員に課税される場合と、人格のない社団等として組織に課税される場合があります。

任意組合等の場合は、組織の収入や費用はすべて構成員に分配し、個々の構成員が所得税を納税しますので、組織に法人税は課税されません。

人格のない社団等の場合は、収益事業を行った場合には組織が法人税を納税します。構成員は、組織からの分配金（給与所得等）に対して所得税が課税されません。

各組織が人格のない社団等に該当するかどうかは、運営実態等に基づき個々に判断されますので、税務署にご相談ください。

Q84 作業受託契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？

作業受委託契約書の内容が、年産ごとの契約であることが明らかな場合については、請負に関する契約書（印紙税法別表第一・第2号文書）に該当し、契約金額によって以下の表の額の収入印紙を貼る必要があります。

複数年にわたる契約（年産ごとの契約であるかどうか不明確な契約を含む）の場合については、

① 契約金額を計算できる場合

請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、契約金額によって以下の表の額の収入印紙を貼る必要があります。

② 契約金額を計算できない場合

一般の農家間の契約であれば、契約金額の記載のない請負に関する契約書（第2号文書）に該当し、収入印紙（200円）を貼る必要があります。

販売のための店舗をもつ農家等の間の契約であれば、「継続的取引の基本となる契約書」（第7号文書）に該当し、課税文書として収入印紙（4千円）を貼る必要があります。

○請負に関する契約書（第2号文書）の印紙税額

記載された契約金額	印紙税額	記載された契約金額	印紙税額
1万円未満	非課税	200万円を超え300万円以下	1,000円
1万円以上100万円以下	200円	300万円を超え500万円以下	2,000円
100万円を超え200万円以下	400円	契約金額の記載のないもの	200円

Q85 集荷業者が集荷し、でん粉工場に販売した原料の交付金の支払先はどのようなのですか？

交付金の対象となるでん粉原料用かんしょは、対象要件を満たす生産者が生産し、かつ、売渡契約の相手方であるでん粉工場に「自ら」売り渡したものです。

したがって、集荷業者が生産者からでん粉原料用かんしょを購入し、でん粉工場に販売した場合、そのでん粉原料用かんしょは交付金の対象となりません。

なお、対象要件を満たす生産者が、集荷業者に対して文書により販売委託を行い、委託を受けた集荷業者が、当該委託契約に基づきでん粉原料用かんしょを集荷し、当該生産者が売渡契約を行った相手方であるでん粉工場に販売した場合は、交付金の対象となり、交付金が直接、生産者に支払われます。

また、生産者が上記集荷業者に交付金についての代理申請・代理受領を文書により委任した場合は、交付金の支払先は代理受領者である集荷業者となります。

Q86 でん粉原料用かんしょ売渡契約書には収入印紙を貼る必要がありますか？

契約期間（売渡期間）が3ヶ月以内の場合には、印紙税法上の課税文書には該当しません。契約期間が3ヶ月を超える営業者間の契約の場合には、「断続的取引の基本となる契約書」（印紙税法別表第一・第7号文書）に該当し、課税文書として収入印紙（4千円）を貼る必要がありますが、収穫物販売のための店舗その他これらに類する設備を有しない個人の営業者（農家）は商法上の商人にはならないこととされており、一般通念上も営業者の行為と考えられないことから、店舗等を有しない個人の営業者（農家）は営業者に該当せず、そのような営業者の契約の場合は、契約期間が3ヶ月を超える契約でも、印紙税法上の課税文書には該当しません。

Q87 農業高校や試験場、PTAは、交付金の交付対象者になれるか？

でん原料用かんしょの品目別経営安定対策は、効率的かつ安定的に生産する体制の確立を図るため、安定的なでん粉原料用かんしょ生産を担う者に対して交付金を交付するものです。

このため、学校、試験場、親睦団体たるPTA等の農業経営を目的としない団体は、交付金の交付対象にはなりません。